

婚姻歴のないひとり親世帯に寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書

税法上で定められている「寡婦」及び「寡夫」とは、過去に法律婚をしたことのある者と定義されているため、子どもを扶養している婚姻歴のないひとり親世帯には、所得税法・地方税法の定める「寡婦控除」及び「寡夫控除」が適用されません。

これによって算定された所得が、所得税、住民税等の算定基準とされる結果、同じひとり親世帯でありながら、子どもを扶養している婚姻歴のないひとり親世帯の負担は重くなってしまっています。

子どもの最善の利益を尊重する視点に立ち、すべての子どもが心身ともに健やかに成長する権利を保障するためにも、婚姻歴のないひとり親世帯に対して、寡婦（寡夫）控除の適用をすべきです。

よって、中央区議会は国会及び政府に対し、所得税法・地方税法の寡婦（寡夫）控除に関する規定を改正し、すべてのひとり親世帯に適用するよう強く求めるものです。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十八年七月一日

東京都中央区議会議長 押田 まり子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
あて